

要求書への対応について

1 要求書が提出されるまでの経緯

- ・ 令和5年7月29日、建設候補地の選定に係る地元説明が一通り終了した。
当初、地元説明会が終了した後に、多く頂いた質問などに対する回答集を作成し、配布又はあらためて説明する予定としていた。
- ・ 同年8月10日、彦名校区自治連合会から、彦名町の建設候補地における事業実行性及び最終候補地調査における評価などに対する疑問があるとして、最終選考項目を見直し、協議、検討し、多数の住民が納得できる結論を出すことを求める要求書が提出された。

【要求書】別添のとおり

2 要求書への対応について

- ・ 同年9月13日、彦名校区自治連合会に以下の対応案を提示し、同月27日、自治会長会の了解を得た。

【対応案】

第三者委員会である「意見調整委員会」を設置し、本組合による一般廃棄物処理施設の候補地選定に関し、令和5年8月10日に提出された要求書に記載された要求内容及び当該要求内容に対する本組合の見解を踏まえ、客観的な視点をもって本組合及び彦名校区自治連合会に対し意見調整に向けた意見を述べていただくことにより、本組合及び彦名校区自治連合会との相互理解を深めることとする。

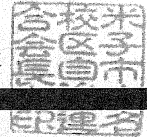
令和5年8月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司 様

彦名校区自治連合会

会長 西尾陸夫



— 要 求 書 —

貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、新しい一般廃棄物中間処理施設建設の最終候補地として彦名地区を選定し、各自治会に対し選定に至る経過等の説明会が実施されていますが、彦名町民より様々な反対意見が出している事をご承知のことと思います。

その説明会の折に彦名町民の多くから出された質問や意見等を彦名自治連合会として整理・検討した結果、確かに経済合理性においては貴組合の試算が示すように彦名地区に優位性が認められるかもしれませんが、事業実効性は果たしてどうなのか甚だ疑問に思われます。

現在、彦名干拓地への往来に利用している道路（西橋）を、一般廃棄物中間処理施設への搬入路として共用することが計画されているようですが、当初から周辺自治体（彦名10区）から絶対反対であるとの意見が多数あった事はいまさら言うまでもない事と思います。

この道路は彦名干拓地をはじめ周辺農地を往来するための唯一の道路で、一日に数百台（最大数：約600台）の搬入用車両等が往来するようになれば、トラクターや軽トラック等での走行や路上での作業が大変危険で困難になるだ

けでなく、将来、彦名干拓地で営農を志す人達の意欲を削ぐことになるのではないかと大いに危惧するからです。

また、彦名9区、9区-1と10区の間に搬入用の専用道路を新設するには、信号機間の距離が近すぎて困難であると聞いています。残された方法は9区、9区-1にある中海に向かう道路の拡幅しか方法が無いと考えますが、米子側には水路があるため境港側にしか拡幅できない構造になっています。更にこの道路に面して2軒の民家が存在するため家屋の移転問題が想起されますが、現在の米子市の補償制度では移転に伴う費用を十分に賄うことができないと聞き及んでおり、移転の同意を得るには高いハードルを越えなければならず、同意が得られなければ中間処理施設の建設はおろか搬入路の確保も困難であろうと考えます。

一方、尾高・日下地区の建設候補地周辺の自治体は建設に反対されていないと聞いており、移転の必要な民家も無い事から用地買収等に懸念が無く、候補地として最適であると考えます。

経済合理性においていくら優位性があっても、事業実効性の低い計画は計画にあらず。

以下に、貴組合より示された「最終候補地調査等の結果に基づく優位性の判定の結果」で、尾高・日下地区に対し彦名地区に優位性があるとされる項目について、彦名町民及び彦名自治連合会としての考えを申し上げます。

① 生物調査 — コウノトリ、オオタカが確認された。

いずれの地区も鳥獣保護区に指定されていない(一次評価:鳥獣保護区)。

また、いずれの地区もクマタカ等の「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく、特定希少野生動植物は確認されていない。

コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）は、調査時にたまたま居たとも考えられます。また、建設候補地に生息巣を設けていても生息に必要な森林が減少すれば他の場所に移住するものと考えられます。

関係省庁には丁寧に説明し了承していただきたいと思います。

*米子水鳥公園が作成する「米子水鳥公園で確認された野鳥(1995年～2023年) The birds check list of Yonago Waterbird Sanctuary」には、コウノトリ、オオタカ、ノスリ（準絶滅危惧種）、ハイタカ（準絶滅危惧種）等の貴重種の確認情報が多数掲載されています。

② 大気 — 標高差が50メートルある住宅地がある。(概ね煙突高さと一致)

たとえ真横の風が吹いたとしても、法規制基準値を大きく下回る煙突排ガスが、800メートル程度離れた住宅地に到達する頃には拡散して検出されることは殆ど無いと思われ、安全性が損なわれるとは考えられません。

③ 景観 — 当該地の代表的な大山の景観に影響する。

いずれの地区も景観形成重点区域には指定されていない（一次評価：景観）。

大山中腹に極めて目立つ白壁のホテルが建っているのに、いまさら大山の景観うんぬんはおかしい。また、県道53号線及び地域内市道から中間処理施設と大山がぶつかるのはわずかな区間しかないので、景観への影響は考慮しなくてよいレベルであると考えます。

④ 交通量 — 片側一車線、渋滞が予想される区間がある。

彦名地区では渋滞は無いとの事ですが、構成市町村より彦名地区に搬入する際に、どうしても通らなければならない米子市街地の主要渋滞箇所があり、

これまで以上に渋滞する懸念があります。一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞では住民の日常生活や産業活動（特に流通業、観光業等）に与える影響の大きさは雲泥の差になると思われます。尾高・日下地区の道路が渋滞するとされるのは通勤時間帯（8:00-9:00）が主で、分散搬入を実施すれば問題になるレベルではないと考えます。

⑤ 文化財 — 本調査が必要な場合がある。

いずれの地区も史跡・名勝・天然記念物は存在しておらず、また、埋蔵文化財の包蔵地ではない（一次評価：史跡・文化財）。

したがって、当該地での長期間の調査は必要ないと思われます。また、必要があればその都度実施されたい。

⑥ その他疑問に思う事項

- 1) 米子市による用地選定の段階で中間処理施設の候補地として尾高・日下地区が選定されているにも拘らず、米子市自治連合会会長（県自治連合会会長）が用地選定委員として本年3月まで在任されていたという事実は、「一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則」に抵触していると思われます。尾高・日下地区が候補地に選定された時点で用地選定委員を解任し、利害関係の無い副会長等への変更が行われなかった事は、甚だ公平性に欠ける対応と言わざるを得ません。
- 2) 候補地評価の総合評価点（一次評価・二次評価）において、尾高・日下地区が4ポイント優位であったにも拘らず、100点満点に換算すると彦名地区との差は「僅差」でしかないという理由で最終候補地調査を実施し、彦名地区に優位性があると最終報告がされていますが、そもそも4ポイント差がある中、何故、「候補地評価基準」通り尾高・日下地区を最終候補地に

選定しなかったのか。「僅差」と判断する場合の基準を「候補地評価基準」の決定(第4回委員会)の時点で明確に決めておく必要があったと考えます。

- 3) 島根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかったのは何故なのか。30キロメートル(UPZ)圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実です。原発事故の際のリスクが評価項目に入らない事はあり得ないと考えます。
- 4) 最終評価を点数(絶対評価)ではなく相対評価としたのは何故なのか。最終候補地が2地区なので比較対照で評価したという事ですが、上述の内容を勘案して点数化した場合、第7回選定委員会で審議された「対外的な説明が難しい」程度の差にしかならないと考えます。

以上の理由により、彦名町民及び彦名自治連合会は、「最終候補地調査等の結果に基づく優位性の判定の結果」において、彦名地区に優位性があるとする判定には同意することはできません。

更に、事業実効性において断然優位にあると思われる尾高・日下地区には、最終候補地調査等の結果は中間処理施設の建設を妨げる要因とは全くならないと考えます。

新しい一般廃棄物中間処理施設は、構成市町村の住民にとって必要不可欠な重要施設であり、長い年月と巨額の税金を投入し建設される物で、住宅等民間施設とは一線を画すものであると考えます。それゆえ永続的に安定した稼働が求められるものだと思います。しかしながら最終選定項目から、原発、津波等の防災面の項目が無いという事に違和感を覚えます。確かに原発事故、津波による水没の確率は極めて低いかもしれませんが、決して「ゼロ」では無い。原発や津波のリスク項目より、希少な鳥や大山と一部重なるという景観の項目が重要で

あると言われ納得される人が、はたしてどれほどおられるか、はなはだ疑問です。そんな選定委員会は住民の感覚と大きなズレが有ると言わざるを得ません。私達は原発を選定項目に上げないとした委員長をはじめ半数以上の選定委員を交代させ、最終選定項目を見直し、協議、検討され、多数の住民が納得出来る結論を出される事を強く求めます。

*尚、本件は要望書ではなく要求書であって、貴組合において上記の事を実行されるまでは、一切話し合いや説明会等には応じられない事を申し添えておきます。

以上